

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は18万円、同年12月25日、16年7月30日、同年12月24日、17年7月29日及び同年12月22日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月30日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年7月29日
⑥ 平成17年12月22日

A社の賞与について、在籍期間を通じて夏と冬に支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなのにその記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①から⑥までについて、市県民税課税台帳、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額について、上記資料から、申立期間①は申立人の賞与額に基づき18万円、申立期間②から⑥までは厚生年金保険料額及び申立人の賞与額に基づき10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月 1 日から平成 2 年 5 月 31 日まで
② 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 9 月 1 日まで

申立期間において、夫と一緒に、A社及びB社（現在は、C社）に勤務していた。しかし、夫の同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録はあるのに、私は未加入となっており納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元従業員の証言から、申立人は、期間は特定できないが、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の上司は、自身が申立人の給与計算を行っていたが、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、事業主は、保管している社会保険台帳に申立人に係る記載は無く、従業員の一部についてのみ厚生年金保険に加入させていた旨回答している。

さらに、元社会保険事務担当者は、保管している厚生年金保険の被保険者資格取得に関する書類に申立人の記載は無く、従業員の一部についてのみ厚生年金保険に加入させていた旨回答している。

加えて、申立人は給与明細書等を保管しておらず、事業主も賃金台帳等を保管していないことから、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できない。

2 申立期間②については、元従業員からは、申立人の当該期間における勤務実態に関する証言は得られず、C社は、申立人の当該期間における勤務実態は不明である旨回答している上、申立人のB社における雇用保険被保険者記録も確認できない。

また、C社は、当時に厚生年金保険に加入していた従業員の資料を保管しているが、申立人に係る資料は無い旨回答している。

さらに、申立人は給与明細書等を保管しておらず、C社及び同社のグループ事業統括管理会社も賃金台帳等を保管していないことから、申立人の

当該期間における保険料の控除について確認できない。

- 3 このほか、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月頃から 35 年 5 月 1 日まで
昭和 34 年 12 月頃から 35 年 10 月まで、A職としてB社C製作所に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無く納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から、申立人は、期間は特定できないが、同社C製作所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人は給与明細書等を保管していない上、B社も賃金台帳等を保管していないため、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できない。

また、B社が加入する健康保険組合が保管する「被保険者資格取得に関する書類」に記載された申立人の資格取得日は、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得年月日と同じ昭和 35 年 5 月 1 日であることが確認できる。

さらに、B社は、同社が保管する社内文書に「A職・D職においては、雇用期間が満2か月を越える者は、翌月1日付で健康保険及び厚生年金保険に加入する」、「実施は昭和 35 年 5 月 1 日付より」と記載されていることから、申立人がA職であれば昭和 35 年 5 月 1 日以前は厚生年金保険に加入させていない旨回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1638 (事案 315 及び 1572 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 1 月 5 日まで

申立期間①について、昭和 49 年 5 月から 51 年 3 月まで A 社に勤務しており、同期間中の B 社 (昭和 49 年 6 月 10 日から同年 10 月 28 日までの期間) と C 社 (昭和 51 年 1 月 31 日から同年 4 月 29 日までの期間) における厚生年金保険の被保険者記録は誤りであるとして、年金記録の訂正を求めたが認められなかった。

その後、A 社に勤務したのは、B 社を退職後半年以上経過してからであったとして、申立期間を昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 4 月 1 日までの期間に変更し、C 社における厚生年金保険の被保険者記録は誤りであるとして、再度申し立てたが認められなかった。

しかしながら、申立期間①の後に勤務した D 社 (現在は、E 社) の同僚、当時の取引先や F 社からの出向者から事情を聞けば当時のことが分かるはずなので、再度調査をしてほしい。

申立期間②について、昭和 51 年 4 月 1 日に A 社から D 社に異動となり 56 年 3 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同事業所の厚生年金保険の資格取得年月日が 52 年 1 月 5 日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについて、i) 申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無いこと、ii) 申立人が A 社と一緒に勤務していたと主張している上司及び同僚は、「申立人は私が入社 (昭和 50 年 7 月及び同年 8 月頃) した後に入社してきた。」と証言していること、iii) 申立人の同事業所における雇用保険と厚生年金保険の加入記録は一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについても、i) 新たに事情を聴取できたA社の同僚からは、申立人の申立期間当時の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除についての証言を得られない上、このうちの一人（昭和50年10月入社）は、「申立人は、私よりも数か月遅れて入社してきた。」と証言していること、ii) 申立人は、C社には昭和56年3月以降に勤務したと主張するが、C社の従業員（当時）は、「C社は、昭和51年に倒産した。」と証言している上、オンライン記録から同事業所は51年4月30日に適用事業所でなくなっていることが確認できること、iii) C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の長男（昭和51年*月*日出生れ）に係る出産給付が記録されている上、遡って訂正しているなどの形跡も無く、同記録に不自然な点は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成24年2月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①後に異動により勤務したD社の同僚、F社からの出向者及びG社の役員の名前を複数挙げて聴取を希望している。

しかしながら、申立人は、F社からの出向者については姓しか記憶しておらず、同姓の被保険者に照会しても人物を特定できない。

また、申立期間当時の取引先の事業所であるG社の役員については、連絡先が不明のため照会できない。

さらに、D社の同僚のうち、照会して回答のあった11人からは、申立人が申立期間においてA社に勤務していたこと、及び厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られない上、上記同僚のうち一人は、「私がD社に異動となったのは昭和52年1月で間違いなく、申立人は私と同一日に、A社からD社に異動となった。」と証言している。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、E社は、当時の資料は保存していないため申立人に係る届出及び保険料控除については不明である旨回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、D社の同僚のうち、照会して回答のあった11人からは、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる証言は得られない上、うち一人は、昭和52年1月に申立人と一緒にA社からD社に異動した旨証言している。

さらに、当時の取引先の事業所であるH事業所及びI社に照会したものの、申立人の勤務実態及び保険料控除をうかがわせる証言は得られない。

加えて、申立人のD社における雇用保険と厚生年金保険の加入記録は一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。